

【2026 年 9 月 15 日】

【山田 太郎】 殿

【株式会社やっとかん】

【〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 1-1-1】

代表取締役 【佐藤 一郎】

労働条件通知書

労働基準法第 15 条および同法施行規則第 5 条に基づき、労働条件を下記のとおり通知します。

記

明示事項	内容
1. 労働契約の期間	期間の定めなし（【2026 年 10 月 1 日】 雇入れ）
2. 契約更新の基準	—（期間の定めのある契約の場合に記入）
3. 就業の場所	本社（【東京都渋谷区】 変更の範囲：会社の定める事業所）
4. 従事すべき業務	経理・総務事務 変更の範囲：会社の定める業務
5. 始業・終業・休憩	【9:00 ～ 18:00】（休憩 60 分：【12:00 ～ 13:00】）
6. 所定時間外労働の有無	有（36 協定の範囲内）
7. 休日	土曜・日曜・祝日・年末年始（12/29～1/3）
8. 休暇	年次有給休暇（労働基準法第 39 条のとおり）ほか
9. 賃金（基本給）	月給 【250,000 円】（諸手当は給与規程による）
10. 賃金の締切り・支払時期	月末締め・翌月 25 日払い（口座振込）
11. 昇給	年 1 回（4 月・会社業績による）
12. 退職に関する事項	自己都合は 30 日前までに届出 解雇：就業規則による
13. 社会保険・雇用保険	健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険 適用

以上

備考

本通知書の記載事項のほか、詳細は就業規則・給与規程によります。

昇給に関する事項は、書面交付による明示の対象外です（施行規則第 5 条第 3 項）。

2026 年版 労働基準法第 15 条・同法施行規則第 5 条の書面明示事項に基づく一般的な様式です。個別の契約内容は専門家にご確認ください。